

堺市おでかけ応援利用者証条例施行規則の一部を改正する規則

堺市おでかけ応援利用者証条例施行規則（平成26年規則第110号）の一部を次のように改正する。

第4条中「堺市おでかけ応援利用者証交付申請書」を「堺市おでかけ応援利用者証交付・再交付申請書」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

条例第7条第1項の規定による申請は、堺市おでかけ応援利用者証交付・再交付申請書により行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第7条第1項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

様式第2号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とする。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

様式第 2 号（第 4 条関係）

堺市 堺市おでかけ応援利用者証 交付再交付 申請書兼負担金領収済通知書 公				堺市 堺市おでかけ応援利用者証 負担金納付書（控） 公		堺市 年度 堺市おでかけ応援利用者証 負担金領収書 公	
口座番号		加入者名		納付期限		口座番号	
						加入者名	
						納付期限	
帳票ID		納付書番号		納付金額		納付書番号	
		納付者氏名		様		納付者氏名	
						様	
						納付金額	
						円	
【申請欄】 同意事項に承諾の上、負担金の納付をもっておでかけ応援利用者証の交付（再交付）を申請します。				領 収 日 付 印		領 収 日 付 印	
(連絡先電話番号記入欄)							
						上記金額を領収しました。 領収書は、利用者証が届くまで大切に保管してください。 (納付者控え)	
				上記金額を領収しました。			
				(受取金融機関保管用)			